

設問1)

第1 代金減額請求の主張

1. 前提として、AはBに対して、契約のに基づいて残存する代金5000万円の支払を求めた。

2. これに対して、Bは契約のに基づいて引渡された乙建物は契約内容に適合しないものであるとして、代金減額請求(民法503条1項)を主張する。この主張が認められる。

以下省略の前提の2つを挙げる。

(1) 乙建物の防音性能の不備は契約不適合責任を構成する上での問題にはならない。

(2) 仮令、契約内容に適合した目的物を買主に対し、引渡されたものと異なる。契約不適合に基づく買主の責任については、契約の内容や動機、利益を考慮し、個々の場合に判断する。

イ: 本件において、契約の内容等として乙建物から特に優れた防音性能を備えた物件であることが合意の内容であった。防音性能の有無は買主にとって、重要な要素判断材料であったことが認められる。そして、実際には防音性能が乙建物には認められず、屋間には近所住人から音が漏れ、騒音などの被害に苦情が来ており、Bは騒音の被害を被るが、この不利を被るものである。以上のような事情を考慮すれば、引渡された乙建物は防音性能の不備があり、契約不適合と認められる。

1

第 問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

10 | 1. 2. 3. 契約不適合責任は、売主が負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として
に責任を負うのか問題である。

ア 買主は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

この規定は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

売主の契約不適合責任においても、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

1. 2. 3. 契約不適合責任は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

この規定は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

買主の契約不適合責任においても、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

1. 2. 3. 契約不適合責任は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

この規定は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

買主の契約不適合責任においても、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

1. 2. 3. 契約不適合責任は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

この規定は、
買主が買主として責任を負うことと
から明らかであり、本件のように、買主が買主として

当手有りの合理的な点である。 5.13

3. 本件において、~~被告は~~ 甲工区はかつその隣にあり、
図2-4の工区であった。ゆえに、~~被告は~~ AからA1=
早天印工区であり、甲工区は公道に接している。
このように経路に照しては「幅1メートル程度のA部分にあっては
改良行為は通行の便を損なうものとする。当手有りの合理的
な点に達する。

4. よって、A部分については地役権の改良がなされて、Bは通
りやすくなった。 高100万

5.2 C部分にあっては 視点で可

1. C部分にあっては、通行する権利が認められる問題である。

2. 本件においては、C部分は、甲1メートルのA部分と、2メートルのB部分の合計3メートルの幅である。工区は公道の出入りにおいては、数人程度の出入りができるとは当然の点として認められる。甲の通行が支障をきたすとは推定されなければならない。そのため、幅3メートルの通路を地役権の改良なしに認めるとは、~~当手有りの合理的な点に達しない。故に~~ よってBは地役権の改良がなされて、通行する権利があることになる。

（証明27）（コ）

~~第1. Bの主張~~

1. ~~被告は~~ 地役権改良義務あり、工区は所有権を侵害するものとして当然の点に達しない。改良義務を負う

✓

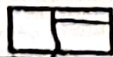
1. ~~このように、この文にせよ、片方契約であることは明らかで~~
2. ~~ない。土地所有権が譲渡者によって譲渡された使用と譲渡者~~
3. ~~のこの使用を定めておいたものであるとされている。~~

2. ~~また、譲渡者の権利放棄については、双務契約における~~
4. ~~債権者から債権者である債権を交付した後にこの譲渡~~
5. ~~を定めている。そのため、その中に債権者を定めた後、Bからの~~

6. Bは、この債権は譲渡契約を債権者から譲渡を受けたことにより
7. ~~譲渡されたものである。債権譲渡契約は、その本質上、双務~~
8. ~~契約である。また、債権譲渡契約は、その本質上、双務~~
9. ~~契約である。また、債権譲渡契約は、その本質上、双務~~
10. ~~契約である。また、債権譲渡契約は、その本質上、双務~~
11. ~~契約である。また、債権譲渡契約は、その本質上、双務~~
12. ~~契約である。また、債権譲渡契約は、その本質上、双務~~
13. ~~契約である。また、債権譲渡契約は、その本質上、双務~~

14. 2. 一方、Bは、この債権は譲渡契約を双務契約として定めている
15. 契約上には、Bは、毎年のBに2回の支払いを行う使用を定
16. めたものである。Bは、毎年のBに2回の支払いを行う使用を定
17. めたものである。Bは、毎年のBに2回の支払いを行う使用を定
18. めたものである。Bは、毎年のBに2回の支払いを行う使用を定
19. めたものである。Bは、毎年のBに2回の支払いを行う使用を定
20. めたものである。Bは、毎年のBに2回の支払いを行う使用を定

21. 3. 本件において、Bは、債権に付する権利（54条）が認められ
22. ている。この債権は、譲渡契約は、双務契約として譲渡された
23. 債権を譲渡者に同じ土地がある。また、本件は、~~その本質上~~
24. ~~双務契約である。また、双務契約である。また、双務契約である。~~



「これ」、~~またまた~~ on 文庫を何ら考えずに、~~「これ」~~
権利の誰に与えられたかは、文庫内容が不明確である

とは、今から3月1日、~~「これ」~~に2回分の支払いを催告
した上、相手が3月1日以前に支払ったから、~~「これ」~~で済む

4. よって、これは文庫③を解除する

(文庫3)

1. BはG(=社)に、契約③に基づいて、T社の所有権を
行使する権利を~~与える~~としている。

~~2. Gは(1) GはBの相続人であり(896条)、Bの権利~~
~~行使を承継している。従ってBはBに社、T社と3/3派~~
~~の権利を~~与える~~という問題となる。~~

ア 契約③はT社の代表人として締結したものであるが、
文庫③にはT社に代理権は授けられていないため、

以上

全体のバランスが良くない。多くの受験生がやっていると
配点割合が(1)解答である。常に意識しよう

疑問1は、全体から見たら、内容がOKでいい。

疑問2は、十分守られている。

疑問3は、最も典型的な点である。これは、~~「これ」~~に最も近い

のは、~~「これ」~~に最も近い。

「か」